

発達障害児・者支援の検討の方向性について（案）

1 検討ポイント

→ 法改正や基本指針改正等を踏まえて、発達障害施策に関する府の役割を整理

【例】改正児童福祉法に基づく子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等

市町村 こども家庭センターの整備（母子保健・児童福祉の一体的な支援提供体制）
発達障害児（疑い含む）に対する直接支援等

都道府県 発達障害児（疑い含む）の支援に携わる専門職確保、広域調整等

2 検討内容（案）

①発達障害の診断・診療を行う医師の育成

（現状・課題）

- ・ 従前から、専門医療機関の初診待機期間の短縮のため、医師増員や若手医師の育成等を行ってきたところ。
- ・ しかし、発達障害に対する社会的認知が広まるとともに福祉サービスが充実し、それに伴う医療ニーズの増加により、現在も初診待機が生じている。

【初診待機の状況（令和4年度末時点）】

府立こども発達支援センター 4.9 カ月

府立舞鶴こども療育センター 9 カ月

- ・ 初診待機期間の短縮はもとより、発達障害分野の支援体制充実のためには、安定した医療提供体制が必要であり、発達障害を診断できる医師の育成や、地域の医療機関との連携による診療体制の整備が進む効果的な仕組みづくりが必要。

（方向性）

- ・ 発達障害診断医の養成とともに、今後一層各地域の医療機関との連携を図るため、精神科医及び小児科医を対象に、発達障害の理解を深める機会の提供や、連携体制が進む仕組みを検討する。
- ・ 府内専門医療機関を中心に、各地域の実態等を踏まえた発達障害の医療提供体制の整備を検討する。

②専門職（作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師等）の育成

（現状・課題）

- ・ 発達障害のある子どもに対して、障害特性や発達段階に応じた適切な療育等の提供が必要となるが、そのためには十分な知識・経験を有する人材が必要となる。
- ・ 今後、各市町村において家族支援の充実が求められることに加え、ペアレントトレーニング等プログラムの実施が出来る人材の養成が必要とされているところ。

(方向性)

- ・ 職能団体（京都府臨床心理士会等）と協働した人材確保策を実施する。
- ・ なお、従前から行っていた研修事業は、対象者を広げ、支援者としての資質向上を目指すものであったが、事業目的を抜本的に見直し、市町村や事業所等の具体的な人材ニーズを把握し、専門人材を必要数確保する目的で人材確保策を検討する。（支援者の資質向上は圏域支援センターが担う役割とする）
- ・ 市町村との役割分担を整理しつつ、早期発見、早期療育に対する府の取組は、市町村への財政支援から専門職の育成・確保へ移行する。

③強度行動障害のある児者への対応

(現状・課題)

- ・ 強度行動障害を有する方への支援は、障害特性を正しく理解し、早期に適切な支援を行うことが重要だが、十分な支援ノウハウや受入体制を有する事業者は数える程しかない。
- ・ 一方、市町村において、強度行動障害を有する障害児のニーズ把握を行うこととされており、把握後の支援体制整備が必要

(方向性)

- ・ 「京都式強度行動障害モデル事業」を見直し、以下の取組みを進める。
 - ①事業所において適切な指導助言ができ現場支援で中心となる「中核的人材」の育成
 - ②強度行動障害等の困難事例に対応する地域支援マネジャー「広域的支援人材」の育成
 - ③地域の支援者間の連携や情報共有等を進めるためのネットワークの構築

④発達障害者支援センターおよび圏域支援センターの役割整理

(現状・課題)

- ・ 圏域支援センターは、各圏域のニーズや状況に応じて相談支援を行うとともに、関係機関の中心的役割を担っているが、市町村から委託される相談支援が混在している状況。
- ・ 直接の相談対応が増加している圏域支援センターでは、市町村や事業所へのバックアップ等、センターに求められる中核機関としての機能が十分に発揮されていない。

(方向性)

- ・ 圏域支援センターは、地域支援マネジャーとして市町村支援・事業所支援を行うことを明確にする。
- ・ 地域支援マネジャーは、地域診断の視点をもって圏域課題を明らかにし、地域の支援体制の整備に努める。（市町村・事業所への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等）
- ・ 発達障害者支援センターはばたきは、圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して専門職育成の役割を担う。